

## 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が意識しています。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者をはじめとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言を待ちません。

しかしながら、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとしての役割を担ってきたのが農業協同組合であることも紛れもない事実です。また、地域における新農政の推進や災害からの復旧・復興などにおいても、行政と一体となった取り組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことのできない存在となっています。

農業改革を実行するにあたっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くしたうえで改革を行っていくことが肝要であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきです。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に閣議決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されています。

総合農協の解体ともいえる改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域社会において果たしてきた役割、その背景にある組織理念などを踏まえた慎重な議論を十分に行うよう望みます。

その上で、農業改革にあたっての組織・事業の改革においては、組織自身による自己改革の加速化を促し、政府として農協の自己改革を後押しするような支援を行っていかれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様

農林水産大臣 西川公也 様

